

<これまでの評価規準に関する答申等（中教審以降）>

※「評価規準」関連の答申等について整理してみました。

※各答申等の原文については、「情報教育・評価規準関係リンク（答申等）」を通してご覧いただくと便利です。

国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料（高等学校）－評価規準，評価方法等の研究開発（報告）－」（平成16年3月）では、各単元題材の評価規準の作成のよりどころとなるように参考資料として、各教科の目標、評価の観点および趣旨、学習指導要領の内容を踏まえて、内容の項目ごとに「内容のまとめりごとの評価規準とその具体例」が示されています。

これに至る答申等をあげてみました。

中央審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（平成8年7月）では、「第1部 今後における教育の在り方」「(3) 今後における教育の在り方の基本的な方向」において、「生きる力」の提唱が行われています。

いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力等、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」と称し、これからの子ども達に必要な力として、提唱しています。

中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（平成11年12月）では、「第2章 初等中等教育の役割」「第3節 各学校段階ごとの到達度評価」において、「生きる力」の評価について述べられています。

客観的な評価基準や評価方法について国立教育研究所、都道府県の教育研究所、大学等において積極的な研究、開発を行うことが必要であり、各学校では、これらの評価基準等を参考としながら、各学校段階の教育目標を達成しているかどうかを評価することになりますが、評価基準や評価方法の使い方は一律である必要はなく、各学校で工夫して用いることが求められることと、児童・生徒の評価に当たっては、「生きる力」を含めた発達の全体像を視野に入れることが重要であり、知識に偏した評価が過度に意識されることのないように留意するとともに、各学校においては、児童・生徒の評価結果を自校の教育課程の編成や教育方法の改善に生かしていくという視点が重要であることがのべられています。

教育課程審議会答申「 児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」(平成12年12月)では、「第1章 評価の機能とこれからの評価の基本的な考え方」「第2節 これからの評価の基本的な考え方」において、評価の基本方針として、次の5つをあげています。

学力と評価については・・・

学力については、質の向上を図ることをねらいとしており、知識の量の多少によってとらえるのではなく、「生きる力」がはぐくまれているかどうかによってとらえる必要があることが述べられています。

目標に準拠した評価及び個人内評価の重視については・・・

知識や技能の到達度だけでなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力までを含めた学習の到達度を適切に評価していくことが大切であり、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の4観点による評価を基本とすることが適当であることや、児童生徒を励ましたり、努力を支援したりする観点に立って、自ら学ぶ意欲や問題解決の能力、個性の伸長などに資するよう、個人内評価を工夫することも大切であることが述べられています。

指導と評価の一体化については・・・

指導と評価とは別物ではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させる指導と評価の一体化が重要であることが述べられています。

評価方法の工夫改善については・・・

教育活動の特質や評価の目的に応じ、評価方法、評価の場面や時期などについて適切な方法を工夫し、それらの積み重ねによって児童生徒の成長の状況を総合的に評価することが重要であることが述べられています。

学校全体としての評価の取組については・・・

校長のリーダーシップの下、教員間の共通理解を図り、一体となって評価方法の改善充実に努めることが必要であり、目標に準拠した評価を重視する上では、各学校における評価の根拠が明確で信頼でき、保護者や児童生徒に説明できるものであることが重要であることが述べられています。

評価規準、評価方法等の研究開発にあたっての留意事項として、「第3章 児童生徒の学習状況を客観的に評価するための方策」「第1節 児童生徒の学習状況の評価規準、評価方法等の研究開発」において、(1)各学校における評価が客観的で、信頼できるものであることが重要であり、そのため、これまでの関係機関や各学校における評価規準、評価方法等の研究や実践を生かすとともに、参考となる評価規準や評価方法等を関係機関にお

いて研究開発し、各学校における評価規準の作成に活用できるようにすることが必要である。(2) 評価規準については、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の4観点を原則とする指導要録における各観点に基づいて研究開発が更に進められることが必要であり、評価方法については、教科やその内容、評価の観点などに即した評価方法の研究開発が更に進められることが必要である。(3) 教科や評価の観点によっては、評価規準や評価方法を示すことに加え、実際の児童生徒のレポートや作品など学習状況の事例を盛り込んだ評価事例集を作成するなどの工夫をすることも有効であり、評価規準や評価方法の運用について、都道府県等の教育センター・教育研究所等で開催されている学習の評価のための研修を充実することや、教育委員会の指導主事の学校訪問の際などに指導を行うことなども重要である。(4) 校内研究・研修を通じて評価に関する研究を進め、教員間の共通理解を図るとともに、関係機関において研究開発された評価規準等を参考に、評価規準の改善を図ることが望まれ、関係機関においては、各学校が児童生徒の学習の到達度をどの程度客観的に評価し、その評価を児童生徒の学習の改善にどう生かしたかなどの検証を行うなど、評価規準や評価方法等の在り方の研究を継続的に行うことが大切である。以上の4つをあげています。

「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」平成13年4月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知では、別添資料として、各教科の評価の観点及びその趣旨があげられています。

国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料（高等学校）－評価規準、評価方法等の研究開発（報告）－」（平成16年3月）では、各科目の内容のまとめり一つ一つに、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の四つの観点ごと、「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」等があげられています。

「第1編総説」「第1章研究開発の経緯」においては、小中学校においては、平成元年告示の学習指導要領の下での指導要録の改訂通知（平成3年）において「その評価が効果的に行われるようにするためには、各観点ごとに学年ごとの評価規準を設定するなどの工夫を行うこと」との記述がなされ、更に、平成5年9月の小学校教育課程一般指導資料（本参考資料13ページ（参考）参照）では「評価規準は『おおむね満足できる』状況について設定し、それに照らして『十分満足できる』状況や『努力を要する』状況を判断するのが適当であろう」との考えが示されていることがあげられており、「評価規準」とい

う文言が、学習の実現状況を客観的に評価する際によりどころとなった経緯が紹介されています。

「第1編総説」「第1章研究開発の経緯」「5 研究開発に当たって留意した点」において、第一に、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の四つの観点ごとに「内容のまとまりごとの評価規準及びその具体例」を作成する等して、知識や技能の評価だけではなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含めて生徒の学習状況を適切に評価できるようにしたこと。第二に、学校における評価が、評価のための評価に終わることなく、指導の改善充実に生かせるようにすることを重視したこと。

第三に、あまりにも細部にわたる評価規準を設定したり、常に多様な評価方法を組み合わせたりすることを求めることは、教員に過大な負担を課し、実際には活用できるものとならないおそれがあり、指導と評価の一体化を図るという点でも、各学校で活用でき、指導の改善に生かすことができるものにしたこと。第四に、評価の信頼性を確保する上でも、保護者や生徒に説明し、共通理解を図っていくことが重要であり、保護者や生徒にとっても分かりやすく、理解しやすい表現になるように努めたこと。以上が研究開発にあたっての留意点として述べられています。

国立教育政策研究所教育課程研究センター「学習評価の工夫改善に関する調査研究－評価規準及び評価方法等の工夫改善に関する研究（研究成果報告書）－」（平成16年3月）では、「【1】評価規準を作成するにあたっては、どのような配慮が必要か」「4 評価規準の作成の配慮事項」「(1) 評価規準の作成における資料の取扱」において、参考資料を活用した評価規準の作成をあげています。

国立教育政策研究所が作成した参考資料では、各教科の目標、評価の観点および趣旨、学習指導要領の内容を踏まえて「内容のまとまりごとの評価規準とその具体例」が示され、各単元題材の評価規準の作成のよりどころとなる参考資料として示されており、また、都道府県・市町村教育委員会等でも参考となる資料が作成されています。

各学校においては、これらの資料を参考にしながら、地域や学校の実態等を考慮し、単元（題材）などごとに、より実用的な評価規準を作成し、目標に準拠した評価が進められるように十分検討することが大切であることがあげられています。

また、評価基準という用語は、観点別学習状況の評価を行う際に、実現状況を区別するため、A基準、B基準、C基準を設定する場合のほか、総括の際に用いられる場合があり、評価規準とは、学習指導要領に基づく目標に照らした学習の実現状況を「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」などの観点ごとに適切に評価するためのよりどころとなるものであることがあげられています。

